

# 南大隅町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年11月

## 1 はじめに

技能労務職員の給与等については、「経済財政改革の基本方針2007」に基づく総合的な点検と「賃金構造基本統計調査」等に基づく民間給与データ等を活用した類似職種の給与情報及び給与等の見直しに向けた取組方針をあわせて公表するものです。

## 2 技能労務職員給与の現状

### (1) 職員の職種別人数・平均給与・平均年齢・平均給与月額等のデータと民間データ

(平成20年10月1日現在)

区 分	公 務 員			民 間		
	職員数	平均年齢	平均給与月額	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	15	50.9 歳	310,207 円	—	—	—
調理員	6	55.0 歳	317,950 円	調理士	45.2 歳	226,100 円
用務員	6	48.4 歳	300,466 円	用務員	53.9 歳	225,900 円
その他	3	47.7 歳	314,203 円	—	—	—

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等、全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。

※ その他は、水道職員等です。

### (2) 職種ごとの年齢別職員数

(平成20年10月1日現在)

区 分	20 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	合計 (人)
	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	以上	
全 体		1	3	3		3	5		15
調理員			1			2	3		6
用務員			2	2		1	1		6
その他		1		1			1		3

(3) その他給与に関する事項

ア 技能労務職給料表について

行政職給料表（二）を適用しています。

イ 諸手当について

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・勤勉手当・期末手当  
特殊勤務手当（堆肥センター）を支給しています。

ウ 昇給基準について

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給しています。

3 基本的な考え方

技能労務職の給与等については、類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業等の実態を考慮し、更に人事院勧告等を注視しながら給与等の適正化に努めます。

4 具体的な取組内容

- ・行政改革の一環として、技能労務職現場の実態調査及び事務事業の見直しを行い、施設等の統廃合・事務事業の合理化・特殊勤務手当の見直し検討を行っていきます。
- ・技能労務職員については、職員の退職後の不補充を原則としており、新規採用は行っておりません。

5 その他

厳しい財政状況の中、今後もさらに厳しい財政運営が予想され、給与等の見直し及び職員の減員等は避けて通れない状況にあります。

行政運営の効率化を図るため、退職者不補充による職員数の見直し・施設統廃合等を踏まえた管理運営の推進を図ります。